

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	入院待機ステーション警備業務（1月分）
発 注 課	保）保健所医療対策室医療提供体制構築課
選 定 事 業 者	三城美装株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>■地方自治法施行令167条の2第1項第2号</p> <p>【具体的事由】</p> <p>入院待機ステーションは、新型コロナウイルス感染症患者の一時的な受け入れ施設として、昨年5月に緊急かつ時限的に開設されたものであるが、施設の特性上、稼働期間（終期）を見通せないことに加えて、ステーションの診療体制についても、市内の直近の感染状況や、内部・外部の有識者会議等の議論を踏まえて都度変更を求められることから、これまでも契約期間を短期間とし、必要に応じて仕様を見直しつつ契約を更新してきたところである。</p> <p>現状も、この状況に変わりはなく、調達に当たって仕様内容を適切に定めるためには、可能な限り次の契約開始時点の状況を見定める必要がある。また、入院待機ステーション内には汚染区域（レッドゾーン）があるが、本業務にはレッドゾーン付近での点検業務等も含まれることから、感染対策やゾーニング等の習熟のため、業務開始前に一定の事前準備期間を要する。</p> <p>これらのことから、見積り合わせ（入札）を行う暇がないため、次月の契約に当たっても、令和3年8月から現在まで本業務を受託し、必要となる知識経験を積み重ねている上記事業者を委託先として選定することとする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）
決 定 日	令和4年12月20日